

平成30年

第4回市議会定例会 議案第12号

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成30年12月3日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5
年函館市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「。第11条第2項において「自動車車庫等」という」を削り、「部分」の後ろに「（第11条第2項において「自動車車庫等部分」という。）」を加え、同項第2号中「部分」の後ろに「（第11条第2項において「備蓄倉庫部分」という。）」を加え、同項第3号中「部分」の後ろに「（第11条第2項において「蓄電池設置部分」という。）」を加え、同項第4号中「部分」の後ろに「（第11条第2項において「自家発電設備設置部分」という。）」を加え、同項第5号中「部分」の後ろに「（第11条第2項において「貯水槽設置部分」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（第11条第2項において「宅配ボックス設置部分」という。） 100分の1

第4条第4項中「この項および次項において」を削る。

第11条第2項各号を次のように改める。

(1) 増築または改築に係る部分が増築または改築後においてエレベーター

ター（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の3第1項第1号に規定するエレベーターをいう。以下この項において同じ。）の昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅または老人ホーム等の共用の廊下または階段の用に供する部分を含む。）、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分または宅配ボックス設置部分となること。

(2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅または老人ホーム等の共用の廊下または階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分および宅配ボックス設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時（法第3条第2項の規定により第4条第1項または第2項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条第1項または第2項の規定（これらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。）における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。

(3) 増築または改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計、貯水槽設置部分の床面積の合計または宅配ボックス設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、第4条第3項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築または改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること。

第11条第3項中「または第2項」を「もしくは第2項、第5条第1

項もしくは第2項，第7条第1項または第8条第1項」に改める。

別表第2西桔梗南地区地区整備計画区域工業業務A地区の項第10号中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法施行令の一部改正に伴い規定を整備し，および既存の建築物に対する制限を適用しないこととする場合を改めるため